

菊陽町プレミアム付振興券事業実施要領

(目的)

第1条 コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受ける消費者の生活を支援し、併せて町内各店舗での消費を促すことで、地域経済の活性化を図るため、全ての町民を対象とした、町内の登録店舗で利用できる菊陽町プレミアム付振興券（以下、「振興券」という。）を販売するものとし、その事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために町が販売する振興券のうち、飲食店以外の店舗で使用可能な商品券をいう。
- (2) 食事券 前条の目的を達成するために町が販売する振興券のうち、飲食店でのみ使用可能な食事券をいう。
- (3) 対象店 商品券又は食事券を利用できる町内の登録店舗をいう。
- (4) 購入引換券 振興券を購入するために必要な引換券をいう。
- (5) 町民 振興券を購入する日において、菊陽町に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 販売所 購入引換券を持参する町民に対し、振興券を販売する場所をいう。

(振興券の内容等)

第3条 振興券の額面は1部8,000円とし、商品券分として1,000円券が5枚、食事券分として500円券が6枚を1綴りとする。

2 振興券は、対象店においてのみ利用できるものとする。また、支払額が券面額に満たない場合でも利用することができるが、その際にはお釣りは出ないものとする。

3 振興券の使用期限は、令和4年9月8日から令和5年1月9日までとする。なお、使用期限までに使用されなかった振興券に係る金銭の払戻しは、行わないものとする。

(振興券の販売等)

第4条 町長は、全ての町民を対象として、購入引換券を世帯ごとに一定数交付し、予算の範囲内で、購入を希望する者に対し、購入引換券1枚につき振興券1部を5,000円で販売する。

2 振興券の購入を希望するものは、購入引換券に氏名、住所等を記入の上、販売所に持参する。

3 振興券の販売期間は、令和4年9月8日から令和4年12月11日までとする。ただし、期間満了前に完売した場合は、同時点をもって販売を終了する。

(購入引換券及び振興券の使用等)

第5条 町民は、振興券の購入に当たり、自らの世帯に交付された購入引換券のみ使用することができる。ただし、自ら販売所において購入することが困難であると認められる者については、代理人による購入引換券の使用を認めることとする。

2 町民は、自らの世帯が購入した振興券に限り、対象店において利用することができる。

3 町民は、購入引換券及び振興券を変造し、又は譲渡若しくは売買その他不正に使用してはならない。

(対象店の登録等)

第6条 振興券の対象店として登録できる者は、次のとおりとする。

(1) 食事券の対象店として登録できる者は、町内に店舗を有し、現に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に基づく「飲食店営業」の許可(同許可を令和3年6月1日以前に受けている場合は、食品衛生法第52条第1項に基づく許可のことをいう。)を受けている店舗で、かつ、日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される事業者とする。

(2) 商品券の対象店として登録できる者は、町内に店舗又は事業所を有し、日本標準産業分類「76 飲食店」以外に分類される事業者とする。

2 町長は、前項に掲げる者が、次の各号の全てを満たす場合に、対象店として登録することを認める。

(1) 「熊本県感染防止対策チェックリスト」に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じていること

(2) 公序良俗に反する営業その他の行為を一切行っていないこと

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員が営業に携わっていないこと

3 町長は、別に定めるところにより、対象店を募集し、登録するものとする。

4 町長は、この要領に基づき、適切に事業が実施されるよう、対象店に対し、必要な事項について助言指導することができる。

(対象店の責務)

第7条 対象店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町民による振興券の利用について、受取りを拒まないこと。

(2) 振興券を偽造若しくは変造し、又は交換、譲渡若しくは売買を行わないこと。

(3) この要領の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。

2 町長は、対象店が前項各号に反する行為をしたときは、対象店の登録を取り消し、公表することができる。

(振興券の換金)

第8条 町長は、対象店が受け取った振興券に係る換金を申し出た場合は、その券面額に相当する金銭を支払うものとし、支払い方法については別に定めることとする。

2 振興券の換金の請求期限は、令和5年1月20日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(事業の周知)

第9条 町長は、この事業の実施にあたり、町民に対し、広報誌及びその他の方法により周知を行うものとする。

(業務の委託)

第10条 町長は、この事業の実施にあたり、振興券の販売及び換金並びに対象店の登録等その他必要と認められる業務について、委託することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月17日から施行する。